

令和2年度 マレーシアにおける 兵庫県産農林水産物等プロモーション事業のご案内 【参加応募要領】

ひょうごの^{うま}美味し^{FOOD}風土拡大協議会

東南アジア市場でも富裕層が多く輸入規制の少ないマレーシアにおいて、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、マレーシアへの販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

なお、本事業はマレーシア現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施し、各事業の実施で得たマレーシアにおける参加商品の評価を各事業者にフィードバックすることで、今後の継続取引の実現を目指すものです。

1 事業概要 ※現地状況により、事業を変更・中止する場合があります。

事業概要及び作業スケジュール（予定）

太字：事業者様 要対応

7月21日（火） 「事前セミナー・個別相談会」（オンライン）

7月29日（水） **現地プロモーション参加申込期限** ※提出書類「参加申込書」（様式1）

8月第1週 参加商品選考結果通知

8月第4週 「輸出商品情報シート」（様式2）提出 ※注1
「パンフレット用情報（写真データ等）」提出

8月第3～4週 商品発送に向けたラベル貼付、梱包、書類作成等

8月第5週 国内集荷施設に参加商品到着

9月第4週 参加商品のマレーシア到着

8月第1週～
事務局・運営委託事業者による参加事業者訪問（商品情報現地ヒアリング）

【現地プロモーション】

- ・10月中旬 ～（1ヶ月） シェフ・バイヤーへの営業代行
※営業先からの見積もり・サンプル依頼等は随時参加事業者にご連絡（令和3年1月末までフォローアップを実施）
※希望者は渡航し、実際の営業に同行も可能
- ・10月中旬 ～（1ヶ月） 百貨店でのテスト販売（マレーシア伊勢丹 KLCC 店）
※一定期間の試食販売を予定
- ・11月上旬 ～（2週間）※注2 日本食レストランフェア（しゃかりき 432 マレーシア）

令和3年2月 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）

注1：個別相談会の際に提出いただいた事業者は不要。

注2：開始時期が変更になる可能性有。

【Ⅰ 国内における事前セミナー及び個別相談会】

マレーシアでの PR や商流構築が効果的に進められるよう、現地食品業界に精通した講師によるマレーシア市場での販路開拓のポイント等に関する「事前セミナー」を実施するとともに、各事業者の商品のブラッシュアップや具体的な提案方法等について、講師から直接アドバイスを受けることができる「個別相談会」をオンラインで実施。

日 時：令和2年7月21日（火）10時00分～17時00分（終了予定）

場 所：オンライン

事前セミナー

講 演：「マレーシア市場と海外展開のポイント」

講 師：五木田 貴浩 氏（ふあん・じゃぱん株式会社 代表取締役）

個別相談会

マレーシアでの PR や商流構築が効果的に進められるよう、事業参加者の商品のブラッシュアップや具体的な提案方法等について、講師から直接アドバイスを受けることができる「個別相談会」を実施。

日 時：令和2年7月21日（火）13時30分～17時00分（終了予定）

アドバイザー：五木田 貴浩 氏（ふあん・じゃぱん株式会社 代表取締役）

【Ⅱ マレーシアにおける現地プロモーション】

10～11月にかけて、以下(1)～(3)の県産農林水産物等プロモーションをマレーシアにて実施します。参加希望の事業者は、P. 3からの **2 参加条件** や、 **3 参加事業者の費用負担** など、本要領に十分お目通しいただき、別添の参加申込書(様式1)にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県消費流通課）までお申し込み下さい。

※なお、(1)～(3)は現地のプロモーターを通じて実施します。参加事業者及び県担当者の渡航の可否は8月末に判断する予定です。

(1) 現地シェフやバイヤー等を対象とした営業代行

マレーシアにおいて販売開拓を目指す事業者の商品について、リストの中からシェフやバイヤー等へ営業代行を行い、マレーシアでの販路開拓につなげます。

ア 期 間：10月中旬～1ヶ月（商品ごとに1ヶ月程度）

イ 営 業 先：1品目あたり15件程度（飲食店、小売店、スーパーマーケット、食品卸等）

ウ 対象事業者/品目数：10事業者/20品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

※事業者が渡航される場合、ご希望の訪問先と調整し同行いただけます。（訪問先の都合等により、ご希望に沿えない場合がございます。）

※営業先からの見積り・サンプル依頼等は随時参加事業者に連絡し、商品の印象等の聞き取り内容は後日フィードバックします。



(2) 一般消費者等を対象とした百貨店でのテスト販売

マレーシアにある日系百貨店において、兵庫県産品販売コーナー（店舗の販売棚を県産品

のテスト販売用(一部借上げ)を設置して、一般消費者へのテスト販売を実施し、現地の消費者の反応等を事業参加者へフィードバックすることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげます。

ア 期 間：10月中旬～1ヶ月

イ 実施予定場所：クアラルンプール伊勢丹 KLCC 店

(Suria KLCC Kuala Lumpur City Centre
50088 Kuala Lumpur, Malaysia)



※同店舗はマレーシアにある高級百貨店であり、日本食材の品ぞろえもよく、中華系富裕層のマレーシア人が利用しています。

※期間中、現地スタッフによる試食販売等を実施予定。

ウ 対象事業者/品目数：10 事業者/20 品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

(3) 一般消費者を対象としたレストランフェア

マレーシアにある日本食レストランにおいて、兵庫県産食材を使ったメニューを開発し、現地で販売する適正な価格を設定した上で、一般消費者へ提供するとともに、同レストランのシェフへのヒアリング及び、一般消費者へのアンケートを実施することで得た購入動向等の情報を事業参加者へフィードバックすることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげます。

ア 期 間：11月上旬から2週間程度

イ 実施予定場所：しゃかりき 432 マレーシア

(D4-G3-5, Solaris Dutamas, No1, Jalan Dutamas1,
50480 Kuala Lumpur W.P. Kuala Lumpur Malaysia)



※同店舗はマレーシア首都クアラルンプールの高級住宅街モントキアラ地区に立地し、地元の富裕層のほか外国人駐在員が多い地域であり、集客が期待できます。

ウ 対象事業者/品目数：10 事業者/10 品目程度〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

2 参加条件

(1) 営業代行・テスト販売・レストランフェアに供する商品が無償でご提供いただくこと

商品の内容や量によって数量が異なります。数量は、商品選定後に運営委託事業者と調整のうえ連絡させていただきます。

【無償提供商品数量の目安】

| 品目 (例) | 数量 (単位) | | | |
|-----------------|---------|-------|----------|------|
| | 営業代行 | テスト販売 | レストランフェア | 合計 |
| 米 (2kg/袋) | 15 | 20 | 10 | 45 袋 |
| 麺類 (300g/袋) | 15 | 20 | 10 | 45 袋 |
| 味噌 (400g/個) | 15 | 20 | 10 | 45 個 |
| 調味料 (300ml/本) | 15 | 20 | 10 | 45 本 |
| 黒大豆加工品 (200g/個) | 15 | 20 | 10 | 45 個 |

| | | | | | |
|-----|-----------|----|----|----|------|
| 海苔 | (50g/袋) | 15 | 20 | 10 | 45 袋 |
| 茶 | (50g/袋) | 15 | 20 | 10 | 45 袋 |
| 日本酒 | (720ml/本) | 15 | 20 | 10 | 45 本 |

- ※ 上記は目安ですので、前後することがあります（上記以外の品目は別途調整）。
- ※ 少量サンプルをお持ちの場合は、営業代行用に少量サイズをご提供ください（別途調整）。
- ※ レストランフェアでは、メニュー開発、一般消費者へのメニュー提供にサンプルを使用します。

（２）参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。
 - イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。
 - ウ 製造日から賞味期限までが原則として 180 日以上であり、10～11 月のプロモーション以降も十分な残余期間を有していること
 - エ マレーシアの規制等をクリアしているもの（残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等）
 - オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと
 - カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの
- ※ 「8 輸入制度について」も合わせてご確認ください。

（３）事業参加者は以下ア～オの条件をすべて満たすこと。

- ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- イ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること（事業参加申込と同時登録で可）。
- ウ 商品の輸出に意欲的であること。
- エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なくご協力いただけること。
- オ 事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

3 参加事業者の費用負担

| | | |
|-------|------|--------|
| 参加商品数 | 1 商品 | 2 商品以上 |
| 費用負担 | 2 万円 | 4 万円 |

- ※ 2 商品以上でお申込の場合の参加可能商品数については、応募総数に応じて別途決定させていただきます。
- ※ 自らの流通ルートを利用し、必要な商品を事務局指定の期日・場所に確実に配送できるものにあつては参加料無料です。

(1) 参加料に含まれるもの

- ア 日本国内指定倉庫からマレーシアへの参加商品の輸送に係る経費
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)
- イ プロモーション料
(営業代行料、テスト販売展示スペース借上費、店舗使用料、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など)

(2) 参加料に含まれないもの(別途ご負担いただくもの)

- ア 営業代行・テスト販売・レストランフェアの商品(現物)
- イ 日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費
- ウ 輸出にかかる各種証明書の取得費用(衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等)
- エ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用
(運営委託事業者が作成しお送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)
- オ 同行営業に係る渡航費(希望者のみ)
- カ その他、上記以外の経費

※輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。
各事業者で「8 輸入制度について」に記載するリンク先にて最新の情報をご確認ください。
なお、さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

4 参加商品選定方法

参加申込多数の場合、品目数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

商品選定は、運営委託事業者が、事務局と協議のうえ、上記の参加条件を満たしているもののうち、現地シェフ・バイヤー等のアドバイス等も参考に、販売可能性が高いものを順に選定します。選考結果については、当協議会から事業参加申込者様へご連絡させていただきます。

5 運営委託事業者・事務局による商品情報ヒアリング(個別相談)

より効果的な営業代行を行うため、運営委託事業者及び事務局による訪問するなどして、参加商品の個性や特長等をヒアリングさせていただきます。(8月を予定)

6 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、営業先やテスト販売店舗の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施します。なお、見積もりやサンプル依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート(電話等でのヒアリングを含む)を実施します。 [上記 **2 参加条件** の(3)のオ参照]

7 参加申込書提出期限

参加をご希望される方は、参加申込書(様式1)を、令和2年7月29日(水)必着で、下記までご提出ください。

※なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

| | |
|------------------------------|---|
| 申込書提出先 (メールにてご送付 ください) | ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 藤木、山鼻 (兵庫県農政環境部消費流通課内) E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp |
|------------------------------|---|

8 輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

| 内容 | URL |
|-----------------------|---|
| 食品の現地輸入規則及び留意点 | https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010119.html |
| 日本からの輸出に関する制度 (マレーシア) | https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/foods/exportguide/ |
| マレーシア食品のマーケティング基礎情報 | https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/ |

※上記リンク先は JETRO の HP となります。

■主なマレーシア規制■

I. 食品の輸入規制

1. 輸入禁止品目 (全15品目) (輸入令 表1)

食品類では、ピラニア、亀の卵およびフィリピンやインドネシア産のカカオポッド、ランブータン、ロンガン、ナムナムなどがあります。

2. 輸入ライセンスを必要とする品目 (輸入令 表2)

コメおよび未精米のコメ、米粉・米糠、ライスバーミセリ、砂糖、サッカリン、サッカリン塩などの輸入は、農務省や貿易産業省の輸入ライセンスが必要です。

3. 保護措置のため輸入ライセンスを要する品目 (輸入令 表3)

再結合もしくは還元したフレーバーミルクを含むいかなる種類の液状ミルク、再結合もしくは還元したフレーバーミルクを含むいかなる種類の殺菌済み液体フレーバーミルク、コーヒー (ローストされていないもの)、丸キャベツ、穀粉などは国内製造業者を保護する観点から保健省の輸入ライセンスが必要ですが、その発給が停止になる場合もあります。

4. 輸入方法や移動などに条件が付される品目 (輸入令 表4 第I部)

野菜や果実などの動植物は検疫上の危険物質として、管轄官庁の指導の下に輸入されなければなりません。

a. 肉類・同加工食品

マレーシア獣医局より輸入許可を取得する必要があります。なお、2014年11月現在、肉類・肉の加工品を日本から輸入することはできません。

b. 水産物

水産開発局からライセンスを取得する必要があります。

c. その他 (特別目的食品)

以下食品については保健省の認可を取得する必要があります。また、輸出国もしくは原産国において衛生証明書の取得が必要です。

乳幼児用粉ミルク、チーズ、ピーナッツ、バター、食品添加物、ミネラルウォーター、飲料水、蜂蜜

このほか、保健省のFood Regulation 1985には、食品添加物、残留農薬、重金属などについて規定があります。

II. マレーシアへの輸入や国内販売時の表示規制

マレーシアで販売される食品は、食品法、食品規則の規定に従った表示を行わなければなりません。その他2011年取引表示法、2011年価格管理・反不正所得法、1980年価格管理令など食品に限らないラベル表示の規制があり、これら3つの法律に違反する表示がされていれば輸入が禁止される場合もあります。また、「ハラール」と表示しておきながら、ノン・ハラールであることが判明した場合は、取引表示法の違反となります。

1. 1980年価格管理（製造者、輸入者、卸売業者による表示）令

製造者、輸入者、生産者および卸売業者は包装された商品について適切なラベル、マークをつけなければならないとされています。義務付けられている表示は、商品に関する適切な名称、最低重量・数量・容量・容積、製造者・輸入者・生産者・卸売業者の情報、原産国（輸入商品の場合）、その他商品特有の情報です。

2. 1983年食品法（Food Act 1983）

食品については、食品法の食品規則により表示すべき事項の詳細、食品添加物、栄養補給剤、残渣物に関する規則が定められており、輸入される食品はこの規則を遵守しなければなりません。食品規則パートIVに規定されている食品ラベルに関する主な表示事項は、以下のとおりです。

- 品名
- ミックスかブレンドかの別
- ビーフ、豚、これらの由来品、油脂、アルコール含有の明記
- 単品でない食品についての水以外の内容物の詳細、食品添加物、栄養補助剤、内容物重量
- 植物油、油脂の一般名称の明記
- 食品添加物の種類
- 液状の食品の最小重量
- 製造者・梱包者の名前、事業所住所
- 製造、梱包、代理店の権利所有者
- 輸入者の名前、事業所住所
- 製造国
- バイオ技術から得られた遺伝子組換え動物由来食品については、その由来の動物名「gene derived from（動物の一般名称）」

- 遺伝子組換え作物を使用している場合は、その作物名「genetically modified（作物名等）」
- 有機食品 - マレーシア標準（Malaysian Standard）MS1529に準じた食品のみに「organic」、「biological」、「ecological」、「biodynamic」またはこれらに類似したラベル表示が可能
- 栄養成分表示 - カロリー、脂肪、たんぱく質、炭水化物等の表示

3. 2011年取引表示法（Trade Description Act）

商品の特質、製法、成分構成、第三者による検査結果、製造地、製造日や製造者情報などの項目を規定しています。

III. ハラル認証と表示

イスラム教を国教とするマレーシアでは、国民の約66%がイスラム教徒のため、大部分の食品はイスラム教の戒律に違反しないものであることが求められています。輸入品も国産品と同様にすべて分析検査され、合格すればイスラム教の戒律を満たしていることを表す「ハラル」の認定が与えられ、認定マークを食品の外装に表示して販売することができます。販売中の食品もイスラム教徒消費者協会が常にモニタリング監視しており、疑わしい食品は行政機関にその食品の分析検査を要求できるシステムです。

1. 認証機関の限定とハラル表示の厳格化

最近、「ハラル」と表示しながら実際はハラルではない成分が含まれていたという事例が増加したため、政府はハラル表示令〔Trade Descriptions（Certification and Marketing Halal） Order 2011〕を厳格化しています。具体的には、イスラム開発庁（JAKIM）と州のイスラム教評議会、またはJAKIMにより認定された機関が認定した場合に限り、国内で販売する商品に「ハラル」を表示することができます。また、海外のハラル認証機関が認定した食品、物品の輸入業者、製造業者は、当該食品・物品にその認証機関の名称を記載しなければなりません。日本では、日本ムスリム協会と日本ハラル協会が認定機関です。

2. イスラム教徒向けの輸出・販売

豚肉、豚油脂、ゼラチン（豚由来）、アルコール（保存料）、調味用みりん、料理酒などを含有した食品を避け、まず輸入者宛に輸出予定食品の先行サンプルを送付し、関係機関に輸出食品の分析検査を依頼し、事前に安全を確認すると共に、ハラル認定を取得してから本格的な輸出に取り組むことが重要です。

■その他ご参考■

「日本食品消費動向調査（マレーシア）（2016年3月）」

JETROが、マレーシアにおける今後の日本食普及と日本産食品の輸出の可能性を検討するため、統計から見た食品の消費動向、消費者の食文化や嗜好性、小売、外食、電子商取引など購買チャネル別のトレンド、日本食の普及状況などをまとめた資料を公表していますので、ご参照ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/0fba7bd6a1da0192.html>

9 免責事項

（1）本事業は事業参加者様に参加商品が無償提供いただき、マレーシアにおいてシェフや、バイ

ヤー等への営業活動、一般消費者へのテスト販売、レストランでのメニュー提供を実施させていただくものです。ご提供いただいた参加商品は営業用サンプル及びテスト販売商品として使用させていただきます。ついては、委託販売方式ではございませんので売上金等が事業参加者様に戻ることはなく、また本事業終了後の参加商品の返品もいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。

- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

10 問い合わせ・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：藤木、山鼻

T E L 078-362-9213（内線 4047）

F A X 078-362-4276

E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp